東京ジャーミイ金曜日のホタバ
2006 年 11 月 3 日

誓うこと

親愛なるムスリムの皆様。日々の生活において、時に習慣のように、時には意識を伴った形で誓いを立てることがあります。イスラーム法では、誓いの三つの種類が示されています。今日はこの三種類の誓いについてご説明しましょう。

１　ラグヴの誓い　これは、誤って、真実であると思い込んで行なわれた誓いです。自分が借金を返済したと思い込んで、「借金は返した。」と宣誓することなどがその例です。さらに、習慣のように会話の中で行なわれる誓いもこの中に含まれます。クルアーンでは「アッラーは、あなたがたの軽はずみな言葉の誓いに対し、あなたがたを非難されない。」（食卓章第 89 節）とされ、この種の誓いの為に償いをする必要のないことを明らかにしています。ただし話す際に癖のように何度も何度も誓いを立てることは好ましくなく、その癖を直す必要があります。

２　ガムースの誓い　過去において行なった事、あるいは行なわなかった事に対し、認識しつつもわざと偽って行なわれる誓いです。自分が借金を払わなかったことを知っているにも関わらず、「借金は払った。」と言うことがその例です。このような誓いは大きな罪であり、大きな罰が与えられるでしょう。この罪が許される為には償いでは足りず、したがって償いも要求されません。嘘の誓いを立てたものは十分に悔悟を行いそのような過ちを二度と犯さないと決心しなければなりません。嘘の誓いによって害を被った人に対しても、その害を補償しなければならないのです。ただしシャーフィー派では、この種の誓いに対し償いが必要とされていることもここで付け加えておきましょう。

３　ムンアキドの誓い　可能であり、将来に関するものである事項について行なわれる誓いです。「この日までに借金を払う。」と誓うこと、どこかの場所にいること、何かを行なうことなどを誓うことがこれにあたります。この誓いは、行なわれるであろう事に対しアッラーを証人にするということを意味し、必ず実現させる必要があります。実現できなければ償いが必要となります。クルアーンでは次のように示されています。「だがあなたがたが誓って約束したことに対してはその責任を問う。その贖罪には、あなたがたの家族を養う通常の食事で、１０名の貧者を養え、またはこれに衣類を支給し、あるいは奴隷１名を解放しなさい。（これらのことが）出来ない者は、３日間の斎戒をしなさい。それがあなたがたが誓いをした時の賠償である。あなたがたは自分の誓いを守れ。アッラーはこのように、御自分の印をあなたがたのために解明なされる。恐らくあなたがたは、感謝するであろう。」（食卓章第 89 節）

親愛なるムスリムの皆様。好ましくないことを誓った場合は、それを実現せず償いを行なうことが必要です。例えば借金を返さないこと、信者達と話さないこと、両親と同じ家で暮らさないこと等を誓った場合、その誓いを破って償いを行なうことが推奨されています。ハディースでは、「誰かが何かを誓い、その後それよりももっとよいことがあると気づいた場合は誓いを破り、償いを行なうべきである。」

誓いを立てる時には、そこでアッラーの御名を念じているのであり、注意深くある必要があります。軽々しくなんでも誓ってはいけません。そして誓いを立てた時には、それに対して忠実でいなければならないです。